警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿 各道府県警察(方面)本部長 
 原議保存期間
 30年(令和33年3月31日まで)

 有 効 期 間
 一種(令和33年3月31日まで)

警察厅丁生企発第705号令和2年11月30日警察庁生活安全局生活安全企画課長

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の運用上の留意事項について (通達)

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)の運用については、「自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の運用について」(平成6年6月16日付け警察庁丁防企発第97号。以下「旧通達」という。)により留意事項等を示してきたところであるが、別添様式の押印欄を省略するなど運用上の留意事項を改正し、別添のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

#### 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の運用上の留意事項

- 第1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律等 の解釈について
  - 1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第12条第3項の「自転車を利用す る者」とは、自転車を利用する目的を持って所有する者をいう。したがって、自 転車を販売する目的で所有する販売業者等は、「自転車を利用する者」に当たら ないと考えられる。また、自転車を他人から借りて利用する者も、「自転車を利 用する者」に当たらないと考えられる。
  - 2 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成5年法律第97号。以下「改正法」という。) 附則第2項の「この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車」とは、改正法の施行の日以後に利用の目的を持って所有権を取得した自転車をいう。これは、いわゆる新品自転車に限られない。
  - 3 改正法附則第3項の「都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域 において利用する自転車」とは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」とい う。)の指定する市町村の区域以外の地域にその利用の本拠を有する自転車をい う。
- 第2 法第12条第3項の規定による指定について

法第12条第3項の規定による指定は、その旨を申請者に通知することにより効力を生ずる。申請者への通知は、書面を交付して行うことが望ましい。この場合に交付する書面の様式としては、例えば、別添様式1が考えられる。

- 第3 改正法附則第3項の規定による市町村の指定について
  - 1 改正法附則第3項の規定による市町村の指定については、その旨を公示することにより効力を生ずると考えられることから、当該指定をしたときは、速やかにその旨を公示する必要がある。
  - 2 公示については、各都道府県警察が適当と認める方法により行う。
  - 3 公示のための都道府県公安委員会告示の様式としては、例えば、別添様式2が 考えられる。
- 第4 防犯登録の手数料について
  - 1 防犯登録の手数料(以下「登録手数料」という。)は、国や地方公共団体が法令の規定に基づいて徴収する手数料(例:警備業法第52条)とは異なり、防犯登録の運営主体と自転車を利用する者との契約に基づく民事上の負担であり、その額は基本的には運営主体が決定すべきものである。
  - 2 ただし、防犯登録を受けることが自転車を利用する者の義務であることに鑑み、

登録手数料の額は、高過ぎないものでなければならない。また、防犯登録の実施の方法が適切なものでなければならないことに鑑み、安過ぎないものでなければならない。以上から、公安委員会は、登録手数料の額が適正なものである者を指定する必要がある。指定に当たっては、公安委員会は、登録手数料の積算にまでわたって細かく審査するのではなく、登録手数料の額が常軌を逸して高過ぎ、又は安過ぎるものでないかどうかのみを審査する。具体的には、申請者が徴収しようとする登録手数料の額が、従来の登録手数料の額、登録手数料の額の全国的水準(令和2年1月現在、4都府県が500円台、42道府県が600円台、1県が700円台)、登録手数料の額の改定経緯(近年値上げしたか、長年据え置いているかなど)、物価上昇率等を考慮して合理的な範囲に設定されているかどうかを審査する。

- 3 登録手数料の額の適正さは、規則においては、第1条第2項第6号の指定の基準で読む。
- 4 登録手数料の額については、規則第2条第4項第6号に掲げる事項に当たると考えられるので、登録業務の実施要領に記載するよう指導すること。

なお、積算根拠まで記載する必要はない。

- 第5 指定の基準等について (規則第1条関係)
  - 1 規則第1条第2項第1号の「一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない団体(以下「非営利団体」という。)」には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定により設立された一般社団法人又は一般財団法人、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の規定により認可された事業協同組合のほか、営利を目的としない任意団体も含まれるが、個人は含まれない。
  - 2 規則第1条第2項第2号は、都道府県レベルの防犯登録の需要に対応した規模 で登録業務が実施されなければならないという意味である。同号の「当該登録業 務を行う都道府県における防犯登録の需要」は、登録業務を行う都道府県内にあ る自転車販売店において販売された新品である自転車の台数により判断すれば足 りる。
  - 3 規則第1条第2項第3号は、防犯登録所が、防犯登録の需要が発生する場所(通常は、自転車販売店)において自転車の所有権を取得した(通常は、購入した)者が防犯登録を受けるに当たり不便さを感じない場所になければならないという意味である。(つまり、防犯登録所が自転車販売店から余り遠くない場所になければならないという意味である。)同号の基準の認定に当たっては、規則第2条第1項の申請書に記載された防犯登録所の所在地と登録業務を行う都道府県内にある自転車販売店の所在地により判断すれば足りる。
  - 4 規則第1条第2項第4号の基準の認定に当たっては、規則第2条第2項第6号の事業計画書及び収支予算書並びに同項第7号の登録業務の実施要領の内容により判断すること。

- 5 規則第1条第2項第5号の基準の認定に当たっては、主として次に掲げる観点から判断すること。
  - (1) 登録業務を行うに十分な資金的な裏付けがあるか。
  - (2) 登録業務を行うに十分な人員(委託先を含む。)が確保されているか。
- 第6 指定の申請について(規則第2条関係)
  - 1 規則第2条第1項の申請書の様式としては、例えば、別添様式3が考えられる。
  - 2 規則第2条第1項第1号の住所とは、指定を受けようとする非営利団体の主た る事務所の所在地をいう。
  - 3 規則第2条第1項第2号の防犯登録所には、指定を受けようとする非営利団体 の防犯登録所のほか、指定を受けようとする非営利団体から規則第1条第1項第 1号に掲げる業務の委託を受けた者の防犯登録所が含まれる。
  - 4 規則第2条第1項第2号の防犯登録所の名称及び所在地については、防犯登録 所の数が相当数に上ると考えられることから、申請書の別紙に記載の上、申請書 に添付することとしてもよい。
  - 5 規則第2条第2項第3号の「推定による一年間の防犯登録実施件数」については、申請書に記載された防犯登録所において申請前一年間に行われた防犯登録の件数等を参考として算出することを想定している。
  - 6 規則第2条第2項第4号イ号の受託者の住所とは、指定を受けようとする非営利団体から登録業務の一部の委託を受けた者の主たる事務所の所在地をいう。指定を受けようとする非営利団体以外の者が登録業務を行う場合は、受託者に当たる。例えば、組合員はその属する事業協同組合の受託者に当たる。
  - 7 規則第2条第2項第4号ロ号の「委託する業務の内容」については、例えば、 「登録カードを作成するとともに、登録番号標を自転車に表示する業務」と記載 すれば足りる。
  - 8 規則第2条第2項第4号ハ号の「当該委託に係る防犯登録所」とは、受託者が 規則第1条第1項第1号に掲げる業務を行う事務所をいう。
  - 9 規則第2条第2項第6号に掲げる書類は、登録業務に係る事項のみならず他の 業務に係る事項も記載されているものでなければならない。他の業務とは、申請 者が行う登録業務以外の業務をいい、通常、申請者の定款等に記載されている。 他の業務に係る事項を記載させるのは、申請者が登録業務を適確に遂行するに足 る能力を有するかどうか等を判断するためであるから、他の業務に係る事項につ いては、その概要が分かる程度に記載されていればよい。
  - 10 規則第2条第2項第8号の「その他参考となる事項を記載した書類」とは、公 安委員会が指定するかどうかを判断するに当たり参考となる事項を記載した書類 をいう。防犯協力会等の任意団体については、自転車商組合等を中心として組織 されていることが通常であるので、当該任意団体の財産目録等に加えて、当該自 転車商組合等の財産目録等を提出させることが適当である。
  - 11 規則第2条第4項第2号の「登録カード」の「作成の方法に関する事項」には、

登録カードの作成に当たって申出に係る自転車の所有者を確認する(新車購入時の場合は、所有者が明らかであるので、特別に確認する必要はない。)方法が含まれる。

- 12 規則第2条第4項第3号の「登録番号標の様式」に「関する事項」には、登録番号標の材質に関する事項も含まれる。
- 13 規則第2条第4項第5号に掲げる事項は、指定を受けようとする非営利団体が、 指定を受けた場合、講じようとする登録事項に係る情報の適切な管理のために必 要な措置を言う。具体的例については、第8の2を参照のこと。
- 14 規則第2条第4項第6号は、指定を受けようとする非営利団体が登録業務の実施に当たり必要と認める事項を広く含む趣旨である。なお、第4の4を参照のこと。
- 15 防犯登録の有効期間はないので、登録業務の実施要領に書く必要はない。
- 第7 変更の届出等について(規則第3条関係)
  - 1 規則第3条第1項の届出に係る書面の様式としては、例えば、別添様式4が考 えられる。
  - 2 規則第3条第2項の書面の様式としては、例えば、別添様式5が考えられる。
- 第8 登録業務の実施等について (規則第4条関係)
  - 1 規則第4条第1項の「正当な理由がある場合」とは、自転車を利用する者の申 出があったにもかかわらず、第1条第1項第1号に掲げる業務を行わないことに つき社会通念上正当と認められる理由がある場合をいい、例えば、申出に係る自 転車が盗品であると疑うに足りる相当な理由がある場合や申出があった際その場 所に申出に係る自転車がない場合をいう。
  - 2 規則第4条第2項の「登録事項に係る情報の適切な管理のために必要な措置」 には、登録事項に係る情報の適切な管理に関する職員の意識の啓発、登録カード の保管場所の入出場の管理、登録カードの紛失、盗難及びき損を防止するための 措置等が含まれる。
  - 3 規則第4条第3項の「防犯登録所にその表示を掲げる等の方法」としては、例 えば、防犯登録所にその旨の表示を掲げること、市町村等の広報誌や日刊新聞紙 に防犯登録所一覧表を掲載すること、自転車販売店等に防犯登録所一覧簿を配布 すること等が考えられる。
- 第9 事業計画書等の提出について(規則第5条関係)
  - 1 規則第5条第1項の規定による事業計画書等の提出については、例えば、別添 様式6の書面によりこれを行うことが考えられる。
  - 2 規則第5条第2項の規定による事業報告書等の提出については、例えば、別添 様式7の書面によりこれを行うことが考えられる。
- 第10 報告等について(規則第6条関係)
  - 1 公安委員会がこの規則の目的である指定団体が行う登録業務の適確な運営を確保するためには、指定団体の実態を正確に把握し、適切な指導監督を行うことが

必要である。そのため、公安委員会に、指定団体に対し、報告させ、又は資料の 提出を求める権限を認めることとした。

- 2 「その登録業務に関し」とは、指定団体が行う登録業務に密接に関連してとい う意味である。
- 3 本条は、公安委員会に指定団体の事務所等への立入りや帳簿その他の物件の検 査の権限を認めたものではない。

### 第11 是正又は改善の勧告について(規則第7条関係)

- 1 本条は、指定団体がこの規則の規定に違反したとき又は指定団体の財産の状況 若しくは登録業務の運営に関し改善が必要であるときには、そのような状態が継続することによって、違法又は不当な事態が続発することのないよう、指定団体に対し、その違反状態等を解消し、その原因となった事由を除去するための措置を採るよう勧告することにより、登録業務の適確な運営を確保しようとするものである。
- 2 勧告に当たっては、違反状態の解消のための措置、将来の違反の防止のための 措置等を具体的に示すことが必要である。
- 3 勧告の内容としては、委託契約を解除すべき旨の勧告や役員を解任すべき旨の 勧告は、行うことができないものと解される。
- 4 勧告に当たっては、聴聞等の事前手続は必要ない。

## 第12 登録業務の休廃止について (規則第8条関係)

- 1 登録業務の一部の休廃止(例えば、登録カード等の都道府県警察への送付等のみの休廃止)はない。
- 2 規則第8条の規定による承認の申請については、例えば、別添様式8の書面に よりこれを行うことが考えられる。
- 第13 指定の取消しについて(規則第9条関係)

公安委員会は、指定の取消しに当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号) 第13条の規定により聴聞の手続を執らなければならない。

#### 第14 登録業務の廃止等に伴う措置(規則第10条関係)

- 1 規則第10条の「その他公安委員会が必要と認める事項」には、他の指定団体の同意を得た上で登録業務を廃止した団体から当該他の指定団体に登録業務を引き継ぐこと等が含まれる。
- 2 公安委員会は、指定団体の登録業務の廃止を承認したとき、又は指定を取り消したときは、速やかに、当該指定団体に対し必要と認める事項を通知する必要がある。

#### 第15 指定等の公示 (規則第11条関係)

- 1 指定団体の名称及び住所の公示は指定の効力の発生要件ではないが、防犯登録 を受けようとする者の利便の観点からは、指定後速やかに指定団体の名称及び住 所が公示されることが望ましい。
- 2 規則第11条の規定による公示は、各都道府県警察が適当と認める方法で行う。

3 公示のための都道府県公安委員会告示の様式としては、例えば、別添様式9が考えられる。

# 第16 警察庁への報告について

次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに警察庁生活安全局生活安全企 画課に報告されたい。

- 1 法第12条第3項の規定による指定又は改正法附則第3項の規定による市町村の指定をしたとき。
- 2 指定団体について指定の基準を満たさないような事実が認められるとき、指定 団体でない者が指定団体である旨を称しているとき、その他規則の運用に関し重 要と認められる事実を把握したとき。

申請者の名称代表者の氏名 殿

●●県公安委員会委員長 氏 名

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進 に関する法律第12条第3項の規定による指定について

年 月 日付けで申請のあったみだしのことについては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項の規定により、貴組合(協会、連合会)を指定します。

## 様式2

●●県公安委員会告示第 号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律 (平成五年法律第九十七号) 附則第三項の規定により、次の市町村を指定する。

年 月 日

●●県公安委員会委員長 ○○ ○○

A市、B市、C町、……及びZ村

●●県公安委員会 殿

申 請 者 の 名 称 代表者の氏名

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進 に関する法律第12条第3項の規定による指定の申請について

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第12条第3項の規定による指定を受けたく、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 代表者の氏名
- 2 防犯登録所の名称及び所在地

●●県公安委員会 殿

申 請 者 の 名 称代表者の氏名

変更の届出について

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第3条第1項の規定により、変 更の届出をします。

記

- 1 変更する事項
- 2 変更後の事項

●●県公安委員会 殿

申 請 者 の 名 称 代表者の氏名

登録業務の実施要領の変更の承認の申請について

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第3条第2項の規定による登録 業務の実施要領の変更の承認の申請をします。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更後の事項
- 3 変更しようとする時期
- 4 変更の理由

●●県公安委員会 殿

申 請 者 の 名 称代表者の氏名

事業計画書及び収支予算書の提出について

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第5条第1項の規定により、事業計画書及び収支予算書については、別添のとおり提出します。

●●県公安委員会 殿

申 請 者 の 名 称代表者の氏名

事業報告書及び収支決算書の提出について

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第5条第2項の規定により、事業報告書及び収支決算書については、別添のとおり提出します。

●●県公安委員会 殿

申請者の名称代表者の氏名

登録業務の休止 (廃止) の承認の申請について

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第8条の規定による登録業務の 休止 (廃止)の承認の申請をします。

記

- 1 休止 (廃止) しようとする時期
- 2 休止 (廃止) しようとする理由

### 様式9

## ●●県公安委員会告示第 号

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第十二条第三項の規定により、次のものを指定したので、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第十二号)第十一条第一項の規定に基づき、告示する。

年 月 日

●●県公安委員会委員長 ○○ ○○

- 一 名称
- 二 住所